

日英 EPA 発効による自転車関連品目の関税について

日英包括的経済連携協定(日英 EPA)は、英国の欧州連合(EU)離脱後の日 EU 経済連携協定(日 EU・EPA)に代わる新たな貿易・投資の枠組みを規定するものである。日英 EPA は 2020 年 6 月に交渉が開始され、9 月 11 日の大筋合意を経て 10 月 23 日に署名され、12 月には日英双方の国会・議会の承認手続きが完了し、2021 年 1 月 1 日に発効した。

日英 EPA 発効後の英国側の自転車関連品目の関税は下記のとおり即時撤廃された。なお、日本の自転車関連品目の関税は同協定発効以前より無税(0%)となっている。

表 1：英国側の自転車関連品目の関税

HSコード (8桁)	品 目	ベースレート (%)	協定発効後 の関税
40115000	自転車に使用するゴム製の空気タイヤ(新品に限る)	4	即時撤廃
40132000	自転車に使用するゴム製のインナーチューブ	4	即時撤廃
73151110	自転車及びモーターサイクル用のローラーチェーン	2.7	即時撤廃
84142020	サイクル用手押しポンプ	1.7	即時撤廃
85121000	自転車に使用する照明または視認性シグナル装置	2.7	即時撤廃
87120030	ボールベアリング付き自転車(原動機付きのものを除く)	14	即時撤廃
87120070	その他のサイクル(運搬用三輪自転車を含み、原動機付きのものを除く)	15	即時撤廃
87149110	フレーム体	4.7	即時撤廃
87149130	前ホーク	4.7	即時撤廃
87149190	フレーム体、前ホークの部分品	4.7	即時撤廃
87149210	リム	4.7	即時撤廃
87149290	スポーク	4.7	即時撤廃
87149300	ハブ(コースターブレーキハブ及びハブブレーキを除く)、フリーホイール	4.7	即時撤廃
87149420	ブレーキ(コースターブレーキハブ及びハブブレーキを含む)	4.7	即時撤廃
87149490	ブレーキ(コースターブレーキハブ及びハブブレーキを含む)の部分品	4.7	即時撤廃
87149500	サドル	4.7	即時撤廃
87149610	ペダル	4.7	即時撤廃
87149630	ギヤクランク	4.7	即時撤廃
87149690	ペダル、ギヤクランクの部分品	4.7	即時撤廃
87149910	ハンドルバー	4.7	即時撤廃

87149930	キャリアー	4.7	即時撤廃
87149950	ディレーラギヤ	4.7	即時撤廃
87149990	その他の部分品	4.7	即時撤廃

また、モーターサイクル(自動二輪車)に属する電動自転車については、HSコード87116010に含まれる「電動アシスト自転車(EPAC)」と同コード87116090に含まれる「その他の電動自転車」に対する英国側関税は2024年に撤廃となる。なお、日本側の同品目の関税は協定発効前より無税(0%)である。

表2：英国側の電動自転車の関税

HSコード (8桁)	品目	ベースレート (%)	協定発効後 の関税
87116010	連続定格出力250Wを超えない補助電動原動機付きでペダル補助付きの自転車、三輪車及び四輪車	6	2024年撤廃
87116090	その他の補助電動原動機付きモーターサイクル(モペッドを含む)及びサイクル	6	2024年撤廃

以 上

参考資料：

経済産業省；英国側の工業製品に関する合意の詳細（英国への輸出）

我が国の工業製品関税に関する合意の詳細（英国からの輸入）

外務省；日英EPA概要（令和2年10月）